

# 単価契約仕様書

建設局土木管理部土木管理課

(担当 西寺、菅原 電話 222-3568)

件名	産業廃棄物（汚泥）処分委託業務
契約期間	契約の日の翌日～令和8年3月31日
契約条件	<p>1 概要 本件は、土木管理課倉庫(京都市中京区壬生花井町(JR山陰本線高架下))にある産業廃棄物(汚泥)を処分するものである。土木管理課倉庫から受託者の処分場までは、京都市が別途契約する収集運搬業者が行う。また、搬入日については、契約期間内で別途協議する。</p> <p>2 処理予定数量 処理予定数量は、5 tとする。ただし、予定量であり、変動することがあり大幅な増減があっても本市は何ら補償しないものとする。 処分量(汚泥)は、「塩化カルシウム」及び「塩化ナトリウム」であり、包装袋に包んだまま、フレキシブルコンテナバック(トン袋)にまとめて入れた状態で処分場へ持ち込むものとする。 処分量の詳細は以下のとおり。</p> <p><b>塩化カルシウム</b></p> <p>① 種類 「10kg/袋」又は「25kg/袋」のもの</p> <p>② 品質(購入時) 以下の(1)及び(2)のいずれの条件も満たしているもの。 (1) 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)上の添加物としての規格基準に適合していること。 (2) 納入しようとする製品の製造者が、同法第55条第1項(旧第52条第1項)の営業の許可を受けていること。</p> <p>③ 包装袋 JISZ1534(重包装用ポリエチレン袋)規格に適合したもの、又は同等の品質のもの。</p> <p>④ 状態 袋が破損するなどし、中身(塩化カルシウム)が固化等してしまっているもの。</p> <p><b>塩化ナトリウム</b></p> <p>① 種類 「25kg/袋」のもの</p> <p>② 品質(購入時) 副産塩との混合使用を認めていないもの。 国内・国外産を問わないが次の規格を満足するもの。 (1) 純度 95%以上 (2) 有害物質 凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表-1の基準に適合すること。</p>

- (3) 含水率（乾燥減量） 3%以下
- (4) 粒度
  - (ア) 最大粒径 12mm 以下
  - (イ) 平均粒径  $0.5\text{mm} \leq D50 \leq 2.5\text{mm}$  または  $0.5\text{mm} \leq D50 \leq 1.5\text{mm}$
  - (ウ) 0.15mm 未満及び 5.6mm 以上が質量比でそれぞれ 5%以下
- (5) 異物の混入、異臭、汚損塩または不純物の異物含有がないこと。

③ 包装袋

JISZ1534(重包装用ポリエチレン袋)規格に適合したもの、又は同等の品質を有するもの。

④ 状態

袋が破損するなどし、中身（塩化ナトリウム）が固化等してしまっているもの。

表－1

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.1mg/1
シアン化合物	シアン1mg/1
有機燐化合物	1mg/1
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/1
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg/1
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/1 検出されないこと
アルキル水銀化合物	0.003mg/1
P C B	0.06mg/1
チウラム	0.03mg/1
シマジン	0.2mg/1
チオベンカルブ	セレン0.1mg/1
セレン及びその化合物	ほう素10mg/1
ほう素及びその化合物	ふっ素8mg/1
ふっ素及びその化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/1

3 留意事項

- (1) 処分するにあたっては、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令等を遵守し、受託者において適切に処理しなければならない。
- (2) 受注者は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可（汚泥が含まれているもの）を受けていること。
- (3) 業務中に発生した事故負傷等については、京都市は一切の責任を負わない。
- (4) 本業務は他者に再委託しないこと。
- (5) 落札業者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終稿にある、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに、最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処理方法・処理能力等）を必ず記載すること。
- (6) 受託者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、受託者敷地内及びその他必要な場所に本市職員が立ち入り、検査ができるものとし、受託者はこれを拒むことができない。

	<p>(7) その他のことに関しては、京都市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>(8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、疑義等を生じた場合においては、速やかに本市監督員と協議すること。</p> <p>4 支払条件</p> <p>(1) 委託料は、処理量に契約単価を乗じた額（小数点以下の端数が生じた場合は切り捨て）とし、京都市の指定する方法により請求すること。</p> <p>(2) 業務完了後、発注者は業務が履行されていることを確認し、受注者の請求により速やかに委託料を支払う。</p>
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

# 産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>※ 受注者の委託業務が中間処理の場合</b></div> 最終処分地について、いずれか選択して <input checked="" type="checkbox"/> を記入し、不備のないようにすること。 <input type="checkbox"/> 最終処分先の許可証の写しを添付 <input type="checkbox"/> 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり